保発０３０４第２号
令和２年３月４日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る
療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「施術者」という。）の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成 30 年６月 12 日保発 0612 第２号。以下「取扱通知」という。）により取り扱われているところである。

今般、取扱通知の別添１（以下「受領委任の取扱規程」という。）の４の規定による施術管理者（以下「施術管理者」という。）について、11 の規定による施術管理者として受領委任の取扱いを承諾する要件の追加等を「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和２年３月４日保発 0304 第１号。以下「要件通知」という。）により示したところであるが、要件通知における取扱いについて、下記のとおり特例を設けるので、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

１　要件通知の取扱い開始当初の特例

（１）対象者

特例となる対象者（以下「特例対象者」という。）は、令和３年１月１日から令和３年 12 月 31 日までの期間において、要件通知における新たに施術管理者となるための要件のうち、実務経験は有しており、研修の課程は修了していないが、施術管理者として受領委任の申出を行う施術者

（２）内容

要件通知により、受領委任の申出を行う者は、研修の課程を修了し、申出書に「施術管理者研修修了証」の写しを添付する必要があるが、特例対象者は、当該写しの添

付に代えて、受領委任の申出を行った日から１年以内に研修の課程を修了し、当該写しを提出する旨を確約した別紙１の「確約書（施術管理者研修）」を添付することにより、受領委任の申出を行うことができる。

（３）受領委任の取扱いの中止

特例対象者が受領委任の申出を行った日から１年以内に「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、地方厚生（支）局長及び都道府県知事は、特例により承諾した受領委任の取扱いを中止（特例対象者が既に受領委任を取り扱っていない場合は中止相当と）することができる。

２　施術管理者が死亡した場合の特例

（１）対象者

特例対象者は、施術所の施術管理者が死亡し、その際に当該施術所に勤務する施術者として申出されており、当該施術所の施術管理者として受領委任の申出を行う施術者

（２）内容

ア　実務経験

要件通知により、受領委任の申出を行う者は、実務経験の期間（１年間）を有し、申出書に「実務経験期間証明書」の写しを添付する必要があるが、特例対象者は、当該写しの添付に代えて、受領委任の申出を行った日から速やか（遅くとも２年以内）に実務経験の期間を有し、当該写しを提出する旨を確約した別紙２の「確約書（実務経験）」を添付することにより、受領委任の申出を行うことができる。

イ　施術管理者研修

要件通知により、受領委任の申出を行う者は、研修の課程を修了し、申出書に「施術管理者研修修了証」の写しを添付する必要があるが、特例対象者は、当該写しの添付に代えて、受領委任の申出を行った日から１年以内に研修の課程を修了し、当該写しを提出する旨を確約した別紙１の「確約書（施術管理者研修）」を添付することにより、受領委任の申出を行うことができる。

（３）実務経験の期間の証明

死亡した施術管理者と施術所の開設者が同一人の場合、特例対象者は、当該施術所に勤務していた期間について、施術管理者（特例申出者）として「実務経験期間証明書」に自ら証明することができる。

（４）受領委任の取扱いの中止

特例対象者が受領委任の申出を行った日から速やか（遅くとも２年以内）に「実務経験期間証明書」の写しを提出しなかった場合、又は特例対象者が受領委任の申出を行った日から１年以内に「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、地方厚生（支）局長及び都道府県知事は、特例により承諾した受領委任の取扱いを中

止（中止相当を含む。）することができる。

3　中止又は中止相当の取扱い

地方厚生（支）局長及び都道府県知事は、上記１（３）又は２（４）による中止又は中止相当の措置後、受領委任の取扱いを承諾しないことができる。

ただし、当該中止又は中止相当は、虚偽又は不正に基づく申出や療養費の請求によるものでないことから、当該承諾しないことができる期間は、受領委任の取扱規程の11（１）及び（２）の規定にかかわらず、措置後２年とし、受領委任の取扱規程の15のなお書きの規定は適用しない。

また、特例対象者と開設者が別人であり中止相当の措置を行った場合、開設者は既に施術所に勤務していない当該特例対象者を適切に監督できないことから、受領委任の取扱規程の11（２）の規定は適用しない。

（別紙１）

確　　約　　書（施術管理者研修）

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から１年以内に、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和２年３月４日保発 0304 第１号）による施術管理者研修の課程を修了し、「施術管理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。

なお、「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。

令和　　年　　月　　日

○　○　　厚　生（　支　）局　長
○　○　○　○
殿

○　○　都　道　府　県　知　事
○　○　○　○

氏　　名　　印

住　　所　〒　　－

（受領委任の取扱いを行う施術所）

名　称

〒　　－　　TEL.　　－　　－

住　所

（別紙２）

確　　約　　書（実務経験）

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から速やか（遅くとも２年以内）に、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和２年３月４日保発 0304 第１号）による実務経験の期間を有し、「実務経験期間証明書」の写しを提出することを確約します。

なお、「実務経験期間証明書」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。

令和　　年　　月　　日

○　○　　厚　生（　支　）局　長
○　○　○　○

殿

○　○　都　道　府　県　知　事
○　○　○　○

氏　　名　　印

住　　所　〒　　－

（受領委任の取扱いを行う施術所）

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〒　　－　　TEL.　　－　　－

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿